

新たな化学物質規制の制度

令和6年4月1日（一部：令和5年4月1日）から新たな化学物質規制として、特別則（有機則・特化則等）の規制を受けていない物質への対策の強化を主眼とした労働安全衛生法の改正が行われています。事業者の皆様においても、以下に記載する改正事項を確認のうえ、適切な対応をお願いします。

1. 事業場で使用する化学物質等を再確認しましょう

Point 事業場で使用する原料等に購入する際に、安全データシート（SDS）をメーカー等から取得しましょう。また、長期的にSDSの更新等を行っていない場合においても、5年以内ごとに1回は確認を行い「人体に及ぼす作用」等の変更が無いか確認し、必要な更新を行きましょう。

➡ 上記のSDS交付対象物質及びラベル表示義務物質（R6.4.1現在：896物質）に【職場のあんぜんサイト】
ついて、「**リスクアセスメント対象物**」（主として一般消費者の生活の用に
供される製品に係るものを除く【8：Q&A参照】）として定義づけられ、以下
の措置が義務付けされました。（対象物質一覧 右のQR参照）



2. リスクアセスメント対象物に対する事業場の取り組み事項

Point 事業場で行われる業務が「製造」、「取扱」または「譲渡・提供」のどの業務に該当するか確認し、以下の流れに沿って、必要な措置等を行きましょう。

（1）リスクアセスメントの実施と結果に基づく措置

上記の「リスクアセスメント対象物」について、「製造・取扱」の業務を行っている場合

事業者

義務

リスクアセスメント結果に応じた措置（安衛則第577条の2第1項）
濃度基準値設定物質のばく露を基準値以下とする措置（安衛則第577条の2第2項）

（1）労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。

代替物等を使用する

発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する作業の方法を改善する

有効な呼吸用保護具を使用する

リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、屋内作業場で労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

（2）（1）に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存作成・保存

（1）に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）は30年間保存です。

リスクアセスメント対象物のうち、国が行うGHS分類の結果、発がん性区分1に該当する物質（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。

義務

義務

化学物質管理者の選任（安衛則第12条の5）

【大阪局：講習一覧】



化学物質管理者の職務（製造事業場は専門的講習等の要件あり）

- ラベル・SDS等の確認
- 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理（安衛法第57条の3）
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育（安衛則第34条の2の8）
- ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

注）「取扱い」及び「譲渡・提供」事業場においても、同管理者の選任は必要となります。
（講習修了等の要件無。なお、同講習に準じた講習の受講を勧奨）

保護具着用管理責任者の選任（安衛則第12条の6）

・化学物質管理者を選任し、リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるとき【**安衛則第12条の6**】

（当該責任者の養成講習のほか、一定の資格要件が求められています。）

- 保護具の適正な選択に関すること。
- 労働者の保護具の適正な使用に関すること。
- 保護具の保守管理に関すること。

上記 から の事項について「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」の中から選任し、職務を行わせる必要があります。

また、「7. 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化」で定める「皮膚等障害化学物質」の「製造・取扱」作業に対する保護具についても、同責任者により保護具の適正な管理が求められています。

注）上記の管理者等は、いずれも **選任事由が発生した日から14日以内に選任すること（監督署報告不要）。** **氏名を事業場の見やすい位置に掲示し関係労働者に周知すること。**の措置が必要となります。

3. リスクアセスメント対象物健康診断について

事業者はリスクアセスメント対象物による健康障害の防止のため、以下の取組みが必要となります。

リスクアセスメント対象物健康診断の実施の要否の検討（安衛則第577条の2第3項）

・リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。

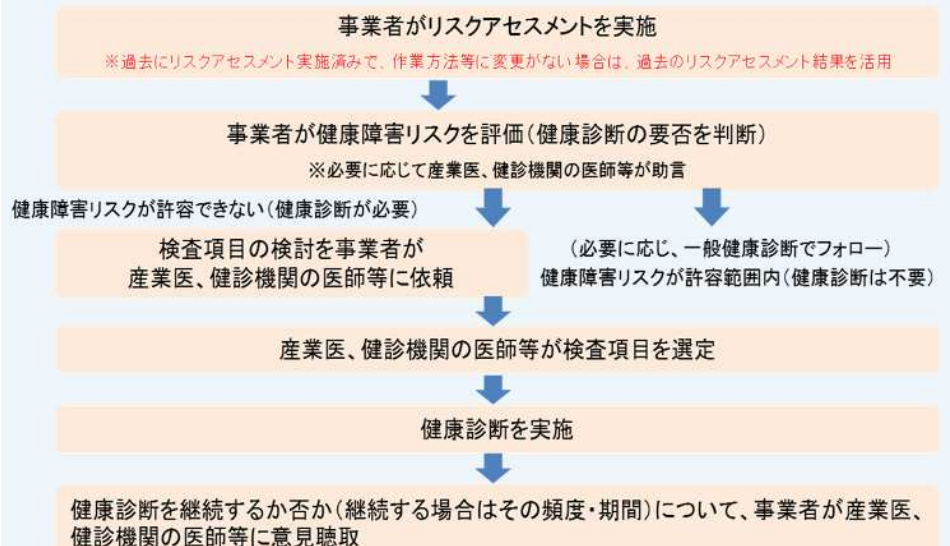
・濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。
（安衛則第577条の2第4項）

・上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、5年間（がん原性物質に関する健康診断は30年間）保存及び意見聴取しなければなりません。
（安衛則第577条の2第5、6項）

リスク健診リーフレット

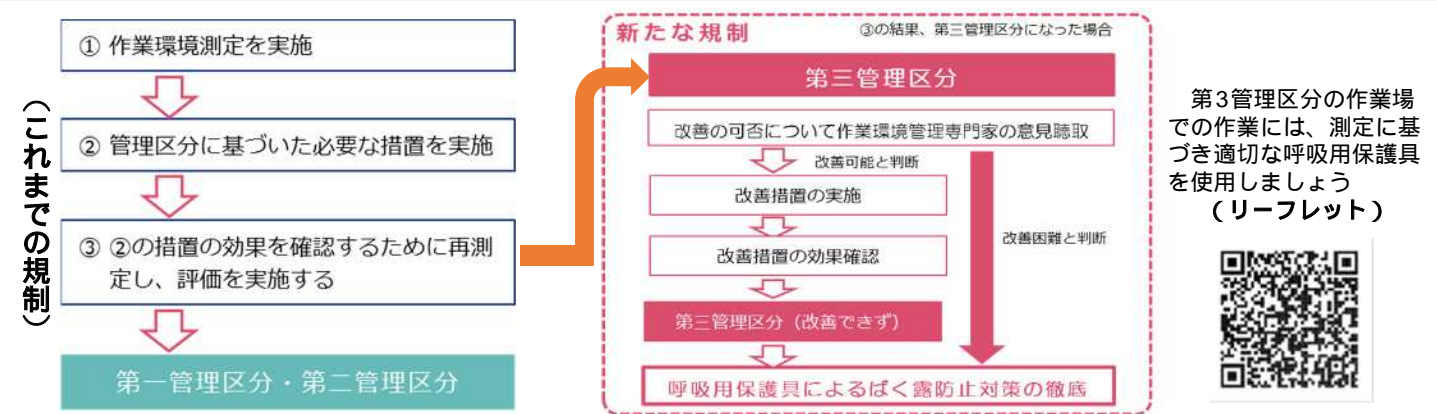


リスクアセスメント対象物健康診断の流れ（概要）



4. 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化

有機則、鉛則、特化則と粉じん則に基づき実施される作業環境測定の結果、第三管理区分に区分され、作業環境管理専門家の意見聴取の結果から、作業環境の改善が困難な作業場において、引き続き作業を行う場合の呼吸用保護具選定のための濃度の測定方法等の新たな告示が制定されました。



5. 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大（安衛則第662条の4）

安衛法31条の2の規定により、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされており、この措置の対象となる設備の範囲を以下のとおり拡大されました。【安衛令9条の3(2)】

（旧規制）

- ・化学設備（危険物製造・取扱設備）
- ・特定化学設備（特定第2類物質・第3類物質製造・取扱設備）

対象拡大

（改正後）下線部の追加

- ・化学設備（危険物製造・取扱設備）
- ・通知対象物（労働者に危険・健康障害を生じ
るおそれのある物質）の製造・取扱設備（現行の特定化学設備を含む）

注文者が作成し交付する文書に記載すべき事項	情報提供の具体例
①設備で製造又は取り扱っている化学物質の危険性・有害性	SDS（安全データシート）の交付
②安全衛生上注意すべき事項	作業前確認事項とその手順、作業工程、検知器の種類と警報、着用する保護具の種類、確認責任者と確認のルール、廃棄物発生時の連絡・措置等
③安全衛生を確保するために注文者が講じた措置	電源開放やバルブ遮断箇所の明示、仕切り板取付け、置換方法や時間、作業開始の合図・連絡の取組み、立入禁止措置等
④化学物質の流出等の事故が発生した場合に講ずる応急措置	空気呼吸器等保護具の配置・数量、洗浄水等の場所、緊急連絡場所及び手段、緊急遮断方法、避難場所、緊急連絡図等

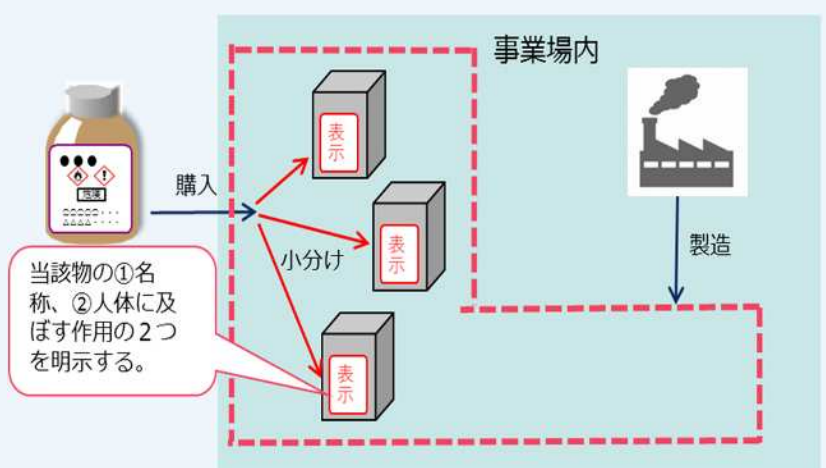
6. 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

「譲渡・提供時」のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法により、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならないこととされました。

【安衛則33条の2】

ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合

自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



7. 皮膚等障害化学物質への直接接​​触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を**製造し、又は取り扱う業務**に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

皮膚等障害化学物質への直接接​​触の防止（安衛則第594条の2、594条の3）

健康障害を起こすおそれのあることが**明らか**な（「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感受性又は皮膚感受性」のいずれかで区分1に分類されているものは含まれる）物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：義務【安衛則594条の2】

健康障害を起こすおそれが**ない**ことが**明らか**なもの**以外**の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（ の労働者を除く）

保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務【安衛則594条の3】

健康障害を起こすおそれが**ない**ことが**明らか**なもの：義務なし

（ ）「**ないことが明らか**」とは、GHSに基づく危険有害性の分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等の有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感受性又は皮膚感受性」のいずれも「区分に該当しない」、かつ、経皮による健康有害性のおそれに関する記載がないものが含まれることを指します。

【パンフレット】



【マニュアル】



8. 本改正に係る各種情報等について

今回の化学物質管理に係る改正については、上記の各項目のほか幅広い内容について改正が行われております。以下のリーフレット等については、HP等からダウンロードいただくなどにより、確認してください。

リスクアセスメント支援ツール

化学物質のリスクアセスメントを支援するため、厚生労働省では様々な支援ツールを作成し公開しています。

また、厚生労働省以外でも、国内外の研究機関が様々なリスクアセスメント支援ツールを開発し、公開しております。リスクを見積もる方法や支援ツールは様々あり、ツールの利用は必須ではありませんが、各ツールの特色や作業内容、事業場の状況などを考慮した上で、適切なツールを取り入れて、リスクの見積もりに役立ててください。なお、各ツールでは主にリスクを見積もることを支援しているため、ツールでリスクを見積もった後は見積もった結果に基づいてリスク低減措置の内容の検討が必要となります。

比較的簡単な化学物質リスクアセスメントツールとして「CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）」などがございますので、二次元コードから検索してください。

職場のあんぜん
サイト（QR）



Q & A 及び 各種リーフレット等

化学物質対策に関するQ & A（リスクアセスメント関係）



化学物質対策に関するQ & A（ラベル・SDS関係）



独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター（ケミサポ）



フィットテスト実施機関名簿（大阪労働局管内）



労働安全衛生法の新たな化学物質規制（リーフレット）



ご質問等については、大阪労働局（健康課）若しくは、労働基準監督署にお問合せ下さい。

